第五十一号八(1)	措置法	令和二年改正前措置法	法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号。次号において「令和二年改正令」という。）第一条の規定による改正前の法人税法施行令
	法人税法施行令	第百二十二条の十二第五項	第百二十二条の十四第五項
第五十一号八(2)	措置法	令和二年改正前措置法	
第五十二号	措置法第六十五条の二第一項	令和二年改正前措置法第六十五条の二第一項	
	租税特別措置法施行令	令和二年改正令附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正令第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行令	
第五十三号から第五十七号まで、第五十九号及び第六十一号から第六十六号まで	措置法	令和二年改正前措置法	
第六十七号	措置法第六十六条の十一の三第一項又は	令和二年改正前措置法第六十六条の十一の三第一項又は	
第六十七号イ	措置法	令和二年改正前措置法	
	法人税法	令和二年改正法附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第三条の規定による改正前の法人税法（イ及びロにおいて「令和二年改正前法人税法」という。）	
	同法	令和二年改正前法人税法	
第六十七号ロ	措置法	令和二年改正前措置法	
	法人税法	令和二年改正前法人税法	

第六十八号	措置法第六十六条の十一の四第一項又は第三項	次に掲げる区分に応じそれぞれ次に	令和二年改正前措置法第六十六条の十一の四第一項
			イに
	第六十八号イ及び第七十号から前号まで	措置法	令和二年改正前措置法

八十三　令和二年改正前措置法（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条及び第四条において「令和二年改正法」という。）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法をいう。以下同じ。）第四十五条の三第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第百六十一号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第百六十二号とし、同条第百六十号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第百六十一号とし、同条第百五十九号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第百五十八号とし、同条第百五十八号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第百五十七号とし、同条第百五十七号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第百五十六号とし、同条第百五十六号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第百五十五号とし、同条第百五十五号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に、「法人税法」を「令和二年旧法人税法」に改め、同号を同条第百五十四号とし、同条第百五十二号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第百五十三号とし、同条第百五十一号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第百五十二号とし、同条第百五十号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第百五十一号とし、同条第百四十九号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第百五十号とし、同条第百四十八号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第百四十九号とし、同条第百四十七号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第百四十八号とし、同条第百四十六号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第百四十七号とし、同条第百四十五号とし、同条第百四十四号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第百四十五号とし、同条第百四十三号中「第百四十五号」を「第百四十六号」に改め、同号を同条第百四十四号とし、同条第百四十二号中「措